

那須烏山市
パートナーシップ宣誓制度
ガイドブック



令和5年4月

那須烏山市

目 次

1. パートナーシップ宣誓制度とは	1
2. 宣誓のできる方	1
3. 宣誓から証明書等の交付までの流れ	2
4. 宣誓に必要なもの	3
5. 交付される書類	4
6. 紛失、き損等が生じた場合	5
7. 記載事項に変更があった場合	5
8. 証明書等の返還	6
9. 証明書等の無効	6
10. よくある質問	7



1. パートナーシップ宣誓制度とは

那須烏山市では、全ての市民の人権が尊重され、お互いに多様な生き方や価値観を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、市民の誰もが自分らしく生きることができ、社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓制度を導入することとしました。

この制度は、戸籍上の性別が同一である二人の方が、お互いを人生のパートナーとし、協力して日常生活をともにすると宣誓したことに対し、市がその宣誓の事実を公的に証明する制度です。

証明により、婚姻のような法律上の効果（夫婦としての権利や義務、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、この制度により、市民や事業者の皆様、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感が広がり、パートナーシップを宣誓された二人の方が生活の中で抱えている困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

2. 宣誓のできる方

宣誓日において、次の全てに該当する戸籍上の性別が同一である（一方又は双方が性的マイノリティ（性的少数者）である）二人の方です。

- (1) 満18歳に達していること。
- (2) 住所（住民基本台帳に記録されている住所をいいます。）について、次のいずれかに該当すること。
 - ① 市内の同一の住所に居住していること。
 - ② 14日以内に転入又は転居により市内の同一の住所に居住することとなること。
- (3) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと。
- (5) 宣誓者同士の関係が、近親者ではないこと。

※近親者とは、民法で婚姻が禁止されている次の関係を指します。


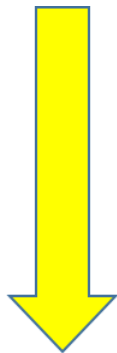
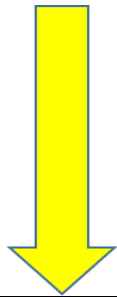
- 直系血族（例：父母、祖父母、子、孫など）
- 三親等内の傍系血族（例：兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪）
- 直系姻族（例：配偶者の父母、子の配偶者など）

※養子と養親などの関係については、パートナーシップの関係に基づく養子縁組により当該関係に該当する場合は対象になります。

※詳細については、「10. よくある質問」のQ5. をご覧ください。

※個別の事情について相談したい方は、市民課へご連絡ください。

3. 宣誓から証明書等の交付までの流れ

<p>(1) 事前予約</p> 	<p>○宣誓したい日の原則10日前までに、電話又はメール、窓口にてお申し込みください。</p> <p>申込先 市民課 市民窓口グループ（那須烏山市役所 烏山庁舎） TEL：0287-83-1116</p> <p>メール：shimin@city.nasukarasuyama.lg.jp</p> <p>○宣誓書の内容は、ホームページでご覧いただけます。</p> <p>※宣誓書は、郵送では受け付けておりません。</p>
<p>(2) 宣 誓</p> 	<p>○予約した日に、必ず2人そろってお越しください。</p> <p>○月～金（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時</p> <p>○プライバシー保護のため、個室で対応します。</p> <p>○必要書類をご持参ください。（3ページを参照してください。）</p> <p>○市職員立会いのもと、2人で「那須烏山市パートナーシップ宣誓書」に署名してください。</p> <p>○書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただきます。</p>
<p>(3) 証明書等の交付 （無料）</p> 	<p>○宣誓証明書と宣誓書受領カードが交付されます。</p> <p>○証明書は1通のみの発行になります。紛失、き損等の事情がある場合や届出事項に変更が生じた場合を除き、再発行はできませんので、大切に保管してください。</p> <p>○証明書は即日交付しますが、内容確認等に時間を要することがあります。（受領カードは、後日郵送となる場合があります。）</p> <p>○転入予定者の方は、14日以内に転入が確認できないときは、証明書は宣誓日にさかのぼり無効とします。</p>
<p>(4) 紛失、き損等が生じた時</p>	<p>○那須烏山市パートナーシップ宣誓証明書等紛失等届出兼再交付申請書により再交付を受けることができます。</p> <p>（4ページ「6. 紛失、き損等が生じた場合」を参照ください。）</p>
<p>(5) 届出事項に変更が生じた時</p>	<p>○那須烏山市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届兼再交付申請書により記載事項の変更を受けることができます。</p> <p>（4ページ「7. 記載事項に変更があった場合」を参照ください。）</p>

4. 宣誓に必要なもの

宣誓には、次のものが必要になります。

(1) 那須烏山市パートナーシップ宣誓書

- ① 市民課市民窓口グループの窓口準備しています。
- ② 那須烏山市ホームページからもダウンロードできます。

※宣誓書への記入は、宣誓される日に窓口で記入してください。

(2) 住所確認資料

- ① 住民票の写し（世帯主との続柄記載、個人番号や本籍を省略したもので、3カ月以内に発行されたもの）
- ② 転入予定の場合は、本市への転入予定日が記載された転出証明書の写しのほか、予定住所が確認できる「売買契約書」や「賃貸契約書の写し」等

(3) 婚姻が可能であることを証明するもの

- ① 戸籍謄本（3カ月以内に発行されたもので、本籍地の市町村で取得）
- ② 外国籍の方は、本国官憲（日本大使館等）が発給した婚姻要件具備証明書（又は独身証明書）等の配偶者がいないことを確認できる書面（1カ月以内に発行されたもので、翻訳者の氏名が記載された日本語の翻訳を添付）

(4) 本人確認資料

- ① 官公署が発行した本人の顔写真が貼付されたもの1点
例）マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、旅券、在留カード等
- ② 上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書、雇用保険受給者証等の本人が確認できる書類を2点以上お持ちください。

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。



5. 交付される書類

(1) 那須烏山市パートナーシップ宣誓証明書（A4サイズ）

（表）

証明書交付番号【第 号】

那須烏山市パートナーシップ宣誓証明書

____ 様 ____ 様

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 ____ 年 ____ 月 ____ 日

お二人が、那須烏山市パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いを人生のパートナーとして、協力して日常生活をともにすると宣誓したことを証明します。


那須烏山市では、全ての市民の人権が尊重され、お互いに多様な生き方や価値を認め合い、市民の誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、取り組んでまいります。

お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、いきいきと生活されることを応援いたします。

年 月 日

那須烏山市長 印

※この証明書の提示を受けた方は、裏面をご確認ください。



（裏）

【この証明書の提示を受けた方へ】

那須烏山市では、全ての市民の人権が尊重され、お互いに多様な生き方や価値を認め合い、性的指向や性的自認にかかわらず、市民の誰もが自分らしく生きることができる社会を目指すため、パートナーシップ宣誓制度を導入しました。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティ（性的少数者）であるお二人が、お互いを人生のパートナーとし、協力して日常生活をともにすると宣誓したことに対し、市がその宣誓の事実を公的に証明する制度です。

証明により、婚姻のような法律上の効果（夫婦としての権利や義務、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、この制度により、市民や事業者の皆様、性の多様性や性的少数者の方々に關する理解と共感が広がり、パートナーシップを宣誓されたお二人が生活の中で抱えている困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただけますようお願いいたします。

なお、宣誓されたお二人の人権のため、本制度を利用するお二人の性的指向や性的自認については、本人の同意なく口外はしないでください。

【宣誓されたお二人へ】

- この証明書は、規程の目的に従って使用してください。
- この証明書を紛失し、毀損し、又は汚損した場合には、宣誓書が保管されている場合に限り、紛失等届出再交付申請書（別記様式第4号）の提出により、再交付を受けることができます。
- 氏名、住所その他宣誓事項等に変更があった場合には、変更届出再交付申請書（別記様式第5号）を提出してください。変更した証明書を再交付します。
- 次の各号のいずれかに該当する場合には、返還届（別記様式第6号）を提出し、証明書を返還してください。
 - 双方の意思によりパートナーシップの関係を解消したとき。
 - 前号に掲げるもののほか、宣誓の要件を満たさなくなったとき。

※ 転勤、転居の介護その他やむを得ない事情により一時的に要件を満たさなくなった場合を除きます。

- 次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、宣誓は無効とします。その際も、証明書は市長に返還してください。なお、返還がされない場合には、証明書の交付番号を市ホームページで公表することがあります。
 - 虚偽その他不正の手段により証明書等の交付を受けたこと。
 - 証明書等を不正に使用したこと。
 - 前号に掲げるもののほか、宣誓の要件を満たさなくなったこと。

※ 転勤、転居の介護その他やむを得ない事情により一時的に要件を満たさなくなった場合を除きます。

【通称名の使用について】

(フリガナ) 通 称 名		
(フリガナ) 戸 籍 上 の 氏 名		

(2) 那須烏山市パートナーシップ宣誓書受領カード（免許証サイズ）

（表）

証明書交付番号【第 号】

那須烏山市パートナーシップ宣誓書受領カード

お二人が、那須烏山市パートナーシップ宣誓制度に基づき「パートナーシップ宣誓」されたことを証します。

____ 様 ____ 様

年 月 日

那須烏山市長 印

（裏）

このカードは、お二人がお互いを人生のパートナーとして、協力して日常生活をともにすると宣誓したことを証するものです。

証明により、婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、性の多様性や性的少数者の方々に關する理解と共感が広がり、パートナーシップを宣誓されたお二人が生活の中で抱えている困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

このカードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分に御理解下さいますようお願いいたします。

氏名（通称を使用している場合）

.....

特記事項：

6. 紛失、き損等が生じた場合

紛失、き損等が生じた場合は、次のものを提出することにより証明書等の再交付を受けることができます。

(1) 那須烏山市パートナーシップ宣誓証明書等紛失等届出兼再交付申請書

- ① 市民課市民窓口グループの窓口に準備しています。
- ② 那須烏山市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 本人確認資料

3ページ(4)を参照してください。

(3) き損等が生じた証明書又は受領カード

再交付理由がき損や汚損であるときは、証明書等を返還する必要があります。

7. 記載事項に変更があった場合

記載事項に変更があった場合は、次のものを提出することにより記載事項の変更を受けた証明書等の再交付を受けることができます。

(1) 那須烏山市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届兼再交付申請書

- ① 市民課市民窓口グループの窓口に準備しています。
- ② 那須烏山市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 本人確認資料

3ページ(4)を参照してください。

(3) 記載事項の変更を受ける証明書又は受領カード

(4) 変更を証する書類

例えば、住所、氏名等届出の事項に変更があったときは、住民票など。また、一方が死亡したときは、住民票の除票など。



8. 証明書等の返還

双方の意思によりパートナーシップの関係が解消された場合や、その他宣誓の要件を満たさなくなった場合は、次のものを提出し、証明書等を返還する必要があります。

※ 一方が転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により一時的に要件を満たさなくなった場合を除きます。

(1) 那須烏山市パートナーシップ宣誓証明書等返還届

- ① 市民課市民窓口グループの窓口準備しています。
- ② 那須烏山市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 本人確認書類

3ページ(4)を参照してください。

9. 証明書等の無効

次の場合には、証明書等は無効になります。

(1) 無効のケース

- ① 虚偽その他不正の手段により証明書等の交付を受けたこと。
- ② 証明書等を不正に使用したこと。
- ③ その他宣誓要件を満たさなくなったこと。

※ 一方が転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により一時的に要件を満たさなくなった場合を除きます。

(2) その他

- ① 無効となった証明書等は、返還してください。
- ② 無効となった証明書等が正当な理由なしに返還されないときは、証明書の番号を市のホームページ等で公表することがあります。

10. よくある質問

Q 1. 婚姻制度とパートナーシップ宣誓制度の違いはなんですか。

A. 結婚は法律に基づいて行われるものであり、相続や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、那須烏山市パートナーシップ宣誓制度実施規程により定める制度であり、法的な権利、義務を伴うものではありません。これにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q 2. 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか。

A. 那須烏山市では、全ての市民の人権が尊重され、多様性を認め合い、市民の誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指しています。

婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、この制度により、市民や事業者の皆様、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感が広がり、パートナーシップを宣誓されたお二方が生活の中で抱えている困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながることを期待し、この制度を導入することとしました。

Q 3. 同居していないと宣誓できませんか。

A. 同居することが要件となっています。ただし、宣誓する日から14日以内に同一世帯として転入する予定である方は、宣誓の際に転出証明書を提示していただき、転入予定先、転入予定日等を記載して手続きすることができます。

なお、宣誓日から14日以内に転入が確認されないときは、宣誓は無効とします。

Q 4. 「成年に達していること」とは何歳以上ですか。

A. 満18歳以上です。(民法が改正されて、2022年4月1日から、満18歳以上となりました。)



Q 5. 「近親者」とはどんな関係を指しますか。

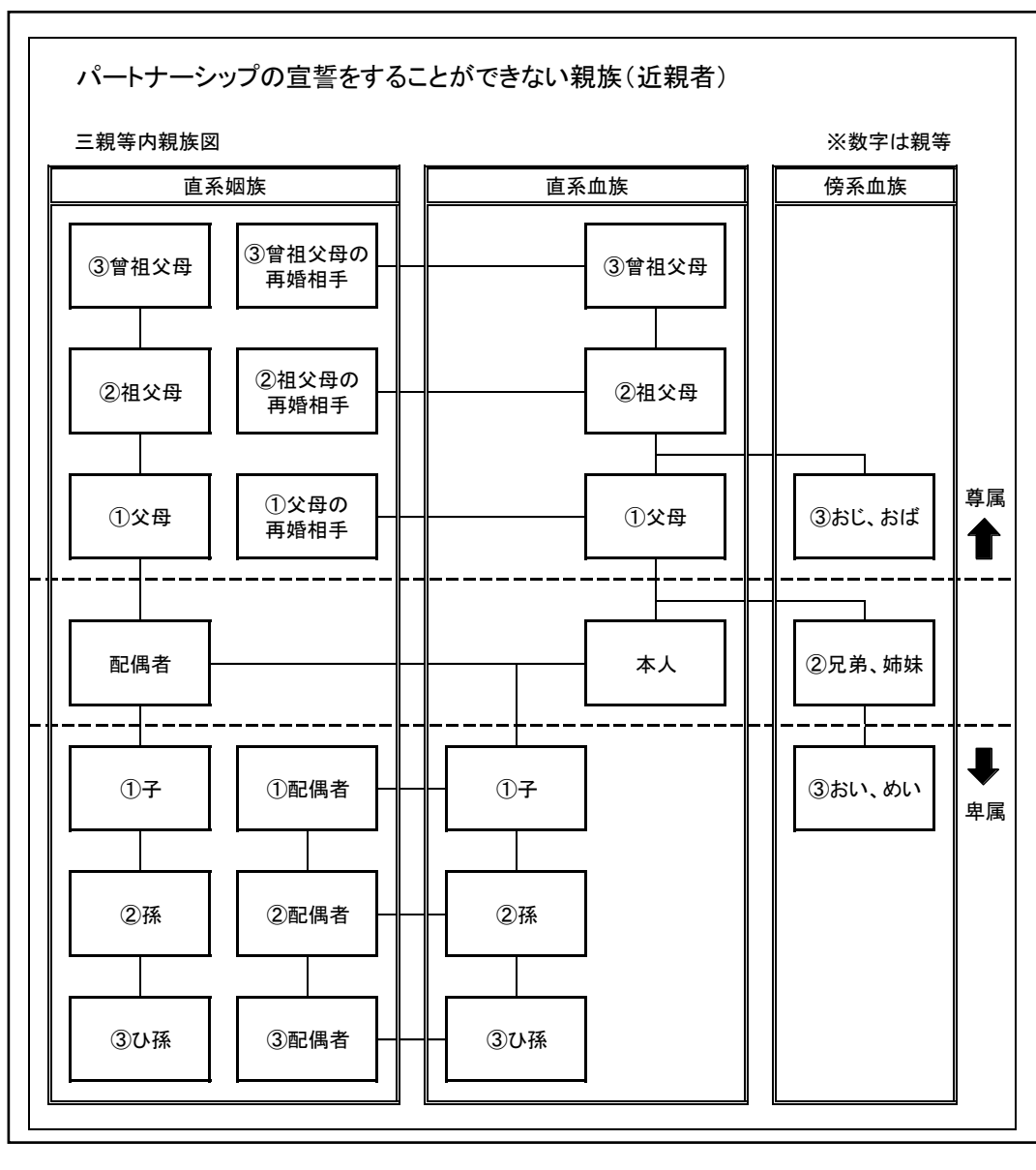
A. 民法で婚姻が禁止されている直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にあることをいいます。

※ただし、養子と養方の傍系血族の関係にある場合を除きます。

※過去に姻族の関係にあったが、今はその関係にない場合で同様です。

※「養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者」と「養親又はその直系尊属」との関係にある者も同様ですが、パートナーシップの関係に基づく養子縁組により当該関係に該当する場合は対象になります。

※個別の事情について相談したい方は、市民課へご連絡ください。



Q 6. 現在、那須烏山市に居住していますが、住民票の写しや戸籍謄本は必要ですか。

A. 住民票については、現在の住所を確認し、関係書類として添付するために必要となります。本人確認のため、住所、顔写真が確認できる運転免許証、マイナンバーカード等を持参していただきますが、転居等により住所が変更になっている場合もあり、それを確認するため、住民票の写しにより現在の住所を確認します。

また、戸籍謄本については、配偶者がいないこと、婚姻が可能であること等を確認し、関係書類として添付するため必要となります。

Q 7. 通称を使用することはできますか。

A. できます。その場合には、交付する証明書等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。通称を使用していることを証明できる書類等のご提示をお願いします。

Q 8. 事前の予約は必要ですか。また、証明書等はすぐに交付されますか。

A. 個室や関係書類を準備する都合等があるため、必ず事前の予約をお願いします。

また、提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は、証明書等を即日交付します。ただし、内容の確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。なお、受領カードはパウチをしますので、後日郵送でお届けとなる場合もあります。

Q 9. 証明書等はどこで利用できますか。

A. 市の制度では、「市営住宅の入居」、「移住促進住宅取得奨励金」、「移住ファミリー一家賃補助金」、また、県の制度では、「とちぎ結婚応援カード」の申込みや、「一部の医療機関での家族同様の面会」などに家族の証明としてご利用いただけます。県の制度の詳細については、県ホームページをご確認ください。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/tochigi_partnership.html

また、民間企業でも、「携帯電話の家族割」、「生命保険の死亡保険金受取人」、「金融機関の住宅ローン」等のサービスを実施している場合があります。詳細については、各企業にご確認ください。今後も、民間企業や市民の皆様に対して、パートナーシップ宣誓制度の趣旨の理解促進に向け啓発していきます。

Q10. 代理で宣誓をしてもらうことはできますか。
A. できません。必ず、宣誓者2人そろって窓口にお越してください。
Q11. 那須烏山市外に転出するときはどうしたらよいですか。
A. 転出するときは返還届を提出し、証明書等を返還してください。 ただし、一方が転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により一時的に要件を満たさなくなる場合を除きます。
Q12. 宣誓書は何年間保存されますか。
A. 宣誓書は、永久保存します。 ただし、宣誓書の返還をした場合、証明書等が無効になった場合を除きます。
Q13. パートナーとの法的な関係を構築する方法はありますか。
A. 公正証書により遺言を作成する方法や任意後見契約を結ぶ方法があります。 ※公正証書とは、判事や検事などを長く務めた人たちのうち、法務大臣から任命された人（公証人）が法律に従って作成する文書。公正証書は「公文書」であり、証明力の高い文書です。公正証書は「公証役場」で作ることができます。 ○宇都宮公証センター TEL：028-624-1100 320-0811 宇都宮市大通り4-1-8 宇都宮大同生命ビル7F ○大田原公証役場 TEL：0287-23-0666 324-0041 大田原市本町1-2714 ○小山公証役場 TEL：0285-24-4599 323-0807 小山市城東1-6-36 小山市商工会議所 3F ○足利公証役場 TEL：0284-21-6822 326-0814 足利市通3-2589 足利織物会館 3F

Q14. 関係を解消した場合は、どうしたらよいですか。

A. パートナーシップの関係を解消した場合は、那須烏山市パートナーシップ宣誓証明書返還届を提出し、証明書等を返還してください。

Q15. なりすましや偽装等の悪用をされませんか。

A. 宣誓の際に、独身であることを証明する書類、本人確認を行う身分証明書の提示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該宣誓を無効とし、証明書等の返還を求めるとともに、正当な理由なしに返還されないときは、無効にした証明書等の番号を市ホームページ等で公表します。



那須烏山市 市民課 市民窓口グループ

〒321-0692 那須烏山市中央1-1-1

TEL 0287-83-1116

E-mail shimin@city.nasukarasuyama.lg.jp

URL <https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp>